

産業廃棄物処分業許可証

住所 広島県三原市久井町坂井原10253番地6
氏名 株式会社 みどり商会
代表取締役 作田 佳史

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事 湯崎英彦



許可の年月日 令和2年4月26日
許可の有効年月日 令和7年4月25日

1. 事業の範囲

事業の区分

中間処理（破碎、選別・切断、選別・圧縮）

産業廃棄物の種類

- 【破碎】 廃プラスチック類及び木くず（これらのうち廃プリント配線板、廃容器包装、自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
- 【選別・切断】 廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（これらのうち廃容器包装（廃プラスチック類及び金属くずに限る。）を含み、廃プリント配線板、廃ブラウン管、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃石膏ボード、自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
- 【選別・圧縮】 廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（これらのうち廃容器包装（廃プラスチック類及び金属くずに限る。）を含み、廃プリント配線板、廃ブラウン管、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃石膏ボード、自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 破碎施設

- ア 広島県三原市久井町坂井原106番地4 外2筆 平成12年4月26日設置
処理能力 廃プラスチック類 1.4t/日
- イ 広島県三原市久井町坂井原106番地4 外2筆 平成12年4月26日設置
処理能力 木くず 0.8t/日
- ウ 広島県三原市久井町坂井原106番地4 外2筆 平成15年4月1日設置
処理能力 廃プラスチック類 1.4t/日

(2) 選別施設

広島県三原市久井町坂井原106番地4 外2筆 令和元年8月28日設置
処理能力 廃プラスチック類 1.5t/日、木くず 0.5t/日、金属くず 2.1t/日、ガラスくず、
コンクリートくず及び陶磁器くず 2t/日

(3) 切断施設

広島県三原市久井町坂井原106番地4 外2筆 令和元年8月28日設置
処理能力 廃プラスチック類 0.7t/日、金属くず 1.2t/日、木くず 1t/日

(4) 圧縮施設

- ア 広島県三原市久井町坂井原106番地4 外2筆 令和元年8月28日設置 処理能力 金属くず2t/日
- イ 広島県三原市久井町坂井原106番地4 外2筆 令和元年8月28日設置 処理能力 金属くず2t/日

(5) 保管施設

ア	広島県三原市久井町坂井原106番地 4	外 2 筆	25㎡, 廃プラスチック類 19㎡, 屋内保管
イ	広島県三原市久井町坂井原106番地 4	外 2 筆	25㎡, 木くず 11㎡, 屋内保管
ウ	広島県三原市久井町坂井原106番地 4	外 2 筆	2㎡, 廃プラスチック類 2㎡, 容器保管
エ	広島県三原市久井町坂井原106番地 4	外 2 筆	2㎡, コンクリートくず及び陶磁器くず 2㎡, 容器保管
オ	広島県三原市久井町坂井原106番地 4	外 2 筆	4㎡, 金属くず 4㎡, 容器保管
カ	広島県三原市久井町坂井原106番地 4	外 2 筆	2㎡, ガラスくず 2㎡, 容器保管

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況
令和2年4月30日 更新許可

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無